

令和5年第4回大崎地域広域行政事務組合議会（臨時会）目次

◎ 第1日（11月30日開会）

会議日時	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議会事務局出席職員	2
開会	3
開議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第29号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	3
質疑	4
鎌内つぎ子君	4
（答弁）藤島事務局長兼総務課長	4
鎌内つぎ子君	5
（答弁）藤島事務局長兼総務課長	5
鎌内つぎ子君	5
（答弁）藤島事務局長兼総務課長	5
鎌内つぎ子君	5
（答弁）藤島事務局長兼総務課長	6
表決	6
議案第30号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	6
表決	7
議案第31号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	8
表決	9
閉会	9

令和5年第4回大崎地域広域行政事務組合議会（臨時会）議事日程（第1号）

1 会議日時

令和5年11月30日（木）

午後2時10分開会～午後2時30分閉会

2 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて
- 第4 議案第30号 大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第31号 令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第5号）

3 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第30号 大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第31号 令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第5号）

4 出席議員（12名）

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1番 関 武 徳 君    | 2番 佐 藤 弘 樹 君  |
| 3番 鎌 内 つぎ子 君  | 4番 横 山 悦 子 君  |
| 5番 氏 家 善 男 君  | 6番 中 山 哲 君    |
| 7番 福 田 弘 君    | 8番 早 坂 忠 幸 君  |
| 10番 米 木 正 二 君 | 13番 鈴 木 宏 通 君 |
| 14番 平 吹 俊 雄 君 | 15番 吉 田 二 郎 君 |

5 欠席議員（3名）

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 9番 味 上 庄一郎 君 | 11番 後 藤 洋 一 君 |
| 12番 久 勉 君    |               |

6 説明員

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 管 理 者 伊 藤 康 志 君   | 副 管 理 者 相 澤 清 一 君 |
| 副 管 理 者 早 坂 利 悦 君 | 副 管 理 者 遠 藤 积 雄 君 |
| 副 管 理 者 石 山 敬 貴 君 | 副 管 理 者 金 森 正 彦 君 |

事務局長兼  
事務課長  
消防本部長  
事務本部長  
藤島善光君  
板垣英明君

消防本部長  
櫻井俊文君

7 議会事務局出席職員

事務局長 川鍋正敏君

次兼議事係長  
高橋正樹君

主事 小口優君

総務課  
課長補佐  
兼契約管財係長  
高橋亨爾君

## 会議の経過

### 開 会

午後2時10分

○議長（関 武徳君） 出席議員定足数に達しておりますので、令和5年第4回大崎地域広域行政事務組合議会臨時会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

---

### 開 議

○議長（関 武徳君） これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程第1号をもって進めてまいります。

---

#### 「日程第1 会議録署名議員の指名」

○議長（関 武徳君） 日程第1 本日の会議録署名議員を指名いたします。8番早坂忠幸議員、14番平吹俊雄議員のお二人にお願いをいたします。

本日の欠席通告者は、9番味上庄一郎議員、11番後藤洋一議員、12番久勉議員でありますので、御報告いたします。

地方自治法第121条の規定により、お手元に配付のとおり説明員の出席通知がありましたので、御報告いたします。

---

#### 「日程第2 会期の決定」

○議長（関 武徳君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

#### 「日程第3 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて」

○議長（関 武徳君） 日程第3 議案第29号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第29号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

令和5年10月26日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いました

ので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

議案書の1ページをお開き願います。

令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ187万2,000円を増額し、予算総額を111億7,312万9,000円に定めるものであります。

歳入歳出予算の補正は、2ページの第1表に掲載のとおりであります。

第2条は債務負担行為の補正で、3ページの第2表のとおり、1件を追加するものであります。これは農林業系廃棄物試験焼却差止訴訟の控訴審に係る訴訟事務委任業務について、限度額を設定、予算の確保をお願いするものであります。

次に、令和5年度補正予算に関する説明書について御説明申し上げます。

初めに、歳入補正予算の内容について御説明いたします。お手元の補正予算に関する説明書の3ページ、4ページをお開き願います。

8款1項繰越金は、前年度繰越金で、187万2,000円を増額補正するものであります。

次に、歳出補正予算の主な内容について御説明いたします。5ページ、6ページをお開き願います。

2款1項総務管理費は、一般管理経費で、農林業系廃棄物試験焼却差止訴訟の控訴審に係る旅費及び訴訟事務委任業務委託料で、187万2,000円を増額補正するものであります。

この結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ187万2,000円を増額し、令和5年度の予算総額は111億7,312万9,000円となりました。

以上、議案第29号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

3番鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 議案29号専決処分の承認を求めることについて、令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）について質疑をさせていただきます。

補正額187万2,000円の内容についてお伺いいたしますけれども、これは訴訟業務委託業務、農林業系廃棄物試験焼却差止訴訟の内容でありますけれども、具体的に弁護士にはどれぐらい払うのかまずお伺いしたいと思います。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えをさせていただきます。

まずもって、弁護士には、契約額としては182万550円を支払うものです。

内訳といたしましては、着手金といたしまして91万6,500円に消費税を乗じた額となります。そのほかに、弁護士がこちらに来たりとか、こちらから東京に行っているいろいろな相談

業務とかした場合について、1日につき10万円、半日であれば5万円ですが、新幹線で来れば交通費が実費となります。弁護士費用といたしましては182万ほど見込んでいるところでございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 東京ではなくて、もっと近くの弁護士を活用できないのかどうなのかということと、それから、私も実際に裁判所に行って被告弁護団の反対尋問を聞きたいと思っていたのですが、傍聴した際に弁護士が何一つしゃべらず、がっかりして帰ってきました。執行部が行っているの、執行部の人たちだけでいいのではないかという思いもあったので今回質疑したのですけれども、そこら辺お聞かせください。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 私も十分お話をしたいのですけれども、鎌内議員さんも当事者として原告のお一人ですし、私も被告側の被告席に座っている人間でございますから、ここでお互い手のうちを明かしてしまったら、今、法廷でやっているものですから詳しいことはお話はできませんけれども、いずれにしても、それなりの戦略を持って裁判に臨んでいるということでございますので、御理解を賜ればと思います。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 弁護士はやはり前回と同じ2人なのかお伺いいたします。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 原告団は8人ぐらい名を連ねてはいますが、弁護士の数は2人しかいないのです。組合では、弁護士が2人でやっている個人事務所をお願いしているので、そのときによって1人来るかもしれないし、2人来るかもしれないということで、中身の事案によって1人になったり2人になったりというところがございますので、御理解賜ればと思います。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 今回は、やはりぜひ、反対尋問を堂々と言ったほうが、一言もしゃべらないであそこ座っているだけで終わっているのでは弁護士料もつたいないと。原告はずらっといっぱいいて、みんなしゃべっています。これで終わりますけれども、弁護士さんに遠慮しないでしゃべるようにぜひお話ししていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 口頭弁論で述べるだけが法廷での論争ではないのです。書面を事前に提出したりとか、そういったことをやり合っただけの法廷での闘いということになりますから、御理解賜ればと思います。

○3番（鎌内つぎ子君） ありがとうございます。終わります。

○議長（関 武徳君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

これから議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第29号専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

「日程第4 議案第30号 大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」

○議長（関 武徳君） 日程第4 議案第30号大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第30号大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の4ページ及び条例の一部改正に関する資料の1ページをお開き願います。

本年8月7日、人事院は国家公務員の給与と改定について勧告を行い、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が11月24日に公布されました。

本組合といたしましては、情勢適応、均衡の原則の観点から、人事院勧告を基本として、組合の現状及び構成市町の状況等を鑑み、所要の改正を行うものであります。

まず、第1条及び第2条につきましては、職員の給与に関する条例の一部改正であります。

第1点目は、給料表の改正で、採用職員の初任給を大卒程度で1万1,000円、高卒者で

1万2,000円引き上げるとともに、若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で給料月額平均1.1%引き上げ、令和5年4月1日から適用いたします。

第2点目は、期末勤勉手当について、合わせて年間0.1月分を引き上げるものであり、今年度については12月期末勤勉手当をそれぞれ0.05月分、来年度以降は6月、12月とも期末勤勉手当をそれぞれ0.025月分ずつ引き上げるものであります。また、同様に、定年前再任用短時間勤務職員の期末勤勉手当について、合わせて年間0.05月分を引き上げるものであり、今年度については12月期末勤勉手当でそれぞれ0.025月分ずつ、来年度以降は6月、12月とも期末勤勉手当でそれぞれ0.0125月分ずつ引き上げるものであります。

次に、第3条及び第4条につきましては、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正であり、常勤の特別職の期末手当について年間0.1月分を引き上げるものであり、今年度については12月期末手当で0.1月分、来年度以降は6月、12月とも0.05月分を引き上げるものであります。

以上、議案第30号について御説明を申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

これから議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第30号大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

(第5号)」

○議長(関 武徳君) 日程第5 議案第31号令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者(伊藤康志君) 議案第31号令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第5号)について御説明申し上げます。

補正予算の主な内容は、議案第30号で御説明申し上げました大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴う職員人件費の増額補正、また、債務負担行為の追加及び変更を行うものであります。

議案書の11ページをお開き願います。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ5,141万6,000円を増額し、予算総額を112億2,454万5,000円に定めるものであります。

歳入歳出予算の補正は、12ページの第1表に掲載のとおりであります。

第2条は債務負担行為の補正で、13ページの第2表のとおり、1件を追加し、1件を変更するものであります。これは、令和6年度以降の履行に合わせて令和5年度中の契約締結が必要となる業務について、それぞれ限度額を設定または変更し、予算の確保をお願いするものであります。

次に、令和5年度補正予算に関する説明書について御説明申し上げます。

初めに、歳入補正予算の内容について御説明いたします。お手元の補正予算に関する説明書の3ページ、4ページをお開き願います。

7款1項基金繰入金は、今回の補正財源として、歳入歳出の差額4,479万7,000円を財政調整基金より繰り入れるものであります。

8款1項繰越金は、前年度繰越金で、661万9,000円を増額補正するものであります。

次に、歳出補正予算の主な内容について御説明いたします。5ページ、6ページをお開き願います。

各款項目の職員人件費につきましては、先ほど説明いたしました職員の給与に関する条例の一部改正等に伴う職員人件費の増額でございますので、節ごとの内訳につきましては説明を省略させていただきます。

1款1項議会費で26万7,000円の増額、2款1項総務管理費で286万7,000円の増額、2款3項監査委員費で7万4,000円の増額、3款1項児童福祉費で157万9,000円の増額、4款1項衛生管理費で88万2,000円の増額であります。

7ページ、8ページをお開き願います。

4款3項清掃費で404万9,000円の増額、そのうち、ごみ処理施設管理運営費におい

て353万2,000円の増額,し尿処理施設管理運営費では51万7,000円の増額であります。5款1項消防費で4,088万2,000円の増額,6款1項教育総務費で81万6,000円の増額補正であります。

この結果,今回の補正額は歳入歳出それぞれ5,141万6,000円を増額し,令和5年度の予算総額は112億2,454万5,000円となりました。

以上,議案第31号について御説明申し上げましたが,何とぞ御審議の上,御可決賜りますようお願い申し上げます,説明といたします。

○議長(関 武徳君) これから質疑に入るのでありますが,ただいまのところ通告はありません。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(関 武徳君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(関 武徳君) 討論なしと認めます。

討論がなければ,採決いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(関 武徳君) 御異議なしと認めます。

これから議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(関 武徳君) 御異議なしと認めます。

よって,議案第31号令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第5号)は,原案のとおり可決されました。

これをもって,本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって,令和5年第4回大崎地域広域行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

---

閉 会

午後2時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年11月30日

議 長 関 武徳

署 名 議 員 早坂 忠幸

署 名 議 員 平吹 俊雄